

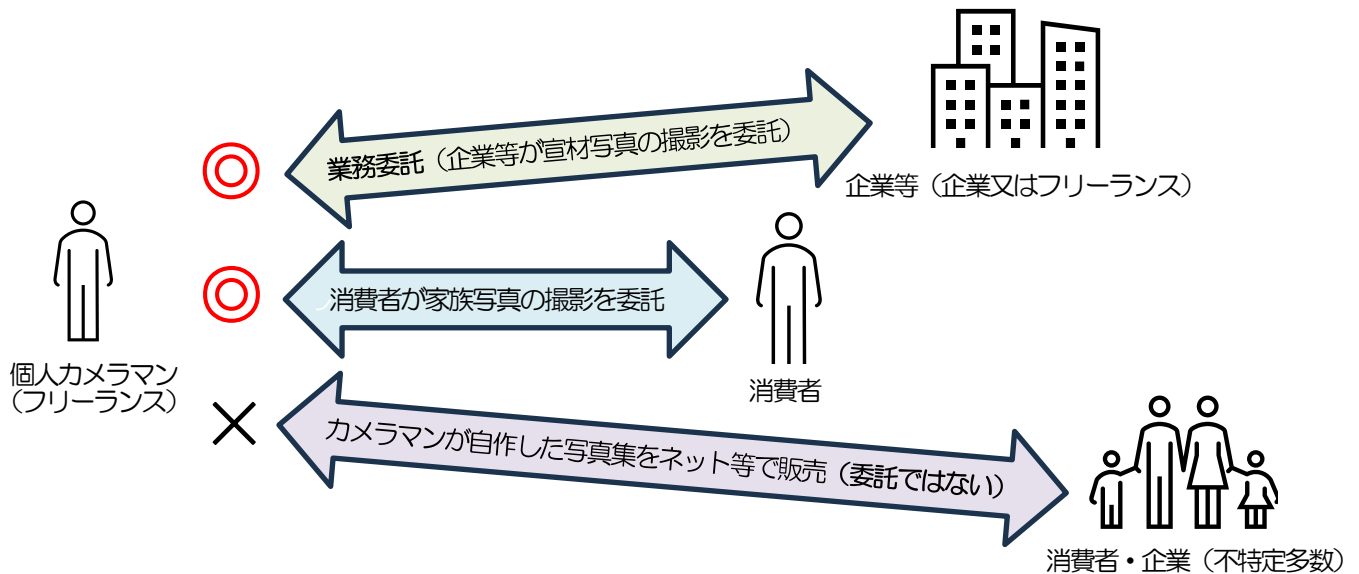
本年11月からフリーランスが労災保険「特別加入」の対象になります

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。労災保険に特別加入することにより、仕事や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して、補償を受けます。本年11月からフリーランスも労災保険の「特別加入」の対象になります。詳しくは厚労省HPでご確認ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudbukijun/rousai/kanyu_r34.1_00010.html

特別加入の対象となる事業

フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う「事業者間の委託取引」(下の図の緑色の矢印の取引)が対象となります。さらに、企業等から業務委託を受けて事業を行うフリーランスが、当該事業と同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合(下の図の水色の矢印の取引)のケガ等も補償の対象となります。

(例) 一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合の対象となる業務



企業等からの業務委託の例 (対象となる事業)	消費者からの委託の例 (※)
<ul style="list-style-type: none"> 翻訳、通訳 (外国書籍の翻訳、海外出張時の同行通訳) 講師、インストラクター (ピアノ教室、スポーツジムのインストラクター) デザイン、コンテンツ制作 (広報用のイラスト作成、集計プログラム作成) 調査、研究、コンサルティング (商品売買のための市場調査) 営業 [商品 (保険、電子機器等) の営業代行] 	<ul style="list-style-type: none"> 企業からの業務委託で宣伝写真の撮影の事業を行っているフリーランスのカメラマンが、消費者からも家族写真の撮影を委託されて事業を行う場

(※) 同種の事業を企業等から業務委託を受けて行う場合のみ対象となる事業

労災保険特別加入の手続き Q&A

Q 特別加入する場合、どのような手続きが必要ですか？

A 今後設立予定の特定フリーランス事業の特別加入団体を通じて、加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

Q 特別加入後、仕事や通勤中にケガ等をした場合はどうすればよいですか？

A 請求したい保険給付の請求書を所轄の労働基準監督署等に提出してください。

Q 会社員に近い形で働いている場合は加入できますか？

A 労働契約でない請負等の契約により業務に従事している場合は特別加入することが可能です。なお、契約形式に関わらず、実態として労働者と認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用されるため、それにより補償を受けることができます。